

消費税軽減税率 制度説明会の開催について

令和元年10月から消費税が10%に引き上げられると同時に、消費税の「軽減税率制度」が実施されました。

「軽減税率制度」は、軽減対象品目（8%）の取扱いがある事業者の方だけでなく、取扱いがない事業者の方についても、仕入れや経費などに対象品目がある場合は、それぞれ適用税率ごとの「区分経理」が必要となり、制度の実施及び消費税の申告に向けた対応が必要です。

多くの事業者の方に関係する制度ですので、是非、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

【日時】令和2年2月4日（火）午後2時～3時30分

【場所】胆江地域職業訓練センター

【定員】80名

【内容】1. 消費税軽減税率制度について
2. 区分経理、申告書作成について

【説明者】水沢税務署担当官

【受講料】無料

【申込方法】下記申込書にご記入の上、TELまたはFAXにて1月29日までにお申込みください。

【お問合せ】奥州商工会議所経営支援課 TEL 0197-24-3141 FAX 0197-24-3148

主催

水沢税務署、奥州商工会議所、公益社団法人胆江法人会
水沢地区青色申告会連合会、胆江間税会

消費税軽減税率制度説明会 受講申込書

奥州商工会議所（FAX 0197-24-3148） 行き

事業所名		住所	
参加者名		参加者名	

※ご記入頂いた個人情報は、参加者名簿の作成、当会からの連絡・各種情報提供の目的にのみ使用いたします。